

41 第一回・第二回東京法学院訴訟実習会

〔法学新報〕第三五号 明治二十七年二月二十八日

○東京法学院訴訟実習会

去月二十七日同院大講義室に於て第一回開会を為す左に其概況を誌す

第一は貸金請求事件にして原告は明治四年一月中被告に同年四月返済の約束にて貸付たる金円を請求する事実なり原告訴訟代理人竹井泰治氏は昨年十一月被告より原告に宛てたる書面により被告は右の債務を追認したるものなれば原告に権利あるものなりと主張し被告訴訟代理人花井卓藏氏齋藤次郎氏は出訴期限経過し被告に支払の義務なしと答弁し且壬甲第三百号等の布告を引て本件は裁判に及ふべきものにあらずと論したり判事高野兵太郎北岡保定氏は共に被告は責務の追認を為したるものにして原告の請求至当なりとの意見にして裁判長馬場場愿治氏は原告の請求を不当とし債権は出訴期限の経過により消滅す追認するも再び蘇生せしむることを得ずとの意見なりしか多数判事の意見に従て原告の勝訴に帰せり

第二は官私印盗用官文書偽造行使詐欺取財被告事件にして某省

の雇員たる被告か商人を偽りて商品買上の周旋を為すへしとして保証金を詐取し納付切符を以て自ら領収証を作り局長の官員及属官の私印を之れに盗捺せるの事実なり、検事朝倉外茂鐵氏は有罪の論告を為し弁護士三宅碩夫氏北岡保定氏は元來領収証を發するは官制上他の官庁の職務に属するものなれば被告の作りたるものは一片の反古紙に過ぎずして官文書偽造罪をなさず従て又官私印盗用罪をなすことなしと論し詐欺取財に付ては事實を争はず判事上松操氏は詐欺取財の罪のみを構成すとの意見なりしか判事花井卓藏氏裁判長鈴木宗言氏は之に反して官文書偽造行使官私印盗用詐欺取財の所為あるものとし結局多数を以て後者の意見に歸し一の重き官印盗用罪に問はれたり

第三は損害賠償事件にして原告より被告汽船会社所有汽船に運送を委託したる貨物か船長等の過失により船舶同様沈没したるの事実なり原告訴訟代理人卜部喜太郎氏早川重躬氏は被告会社の代人たる船長等の過失により生したる損害は本人たる被告会社に於て弁償する責任ありと主張し被告訴訟代理人花井卓藏氏は契約上及法律上責任なしと抗弁し判事瀨下清通氏朝倉外茂鐵氏は共に原告の請求正当なりと裁判長増島六一郎氏は之れに反し荷送状裏書の約款によりて被告に責任なきのみならず法律上亦責任なきものなりとの意見なりしか多数判事の意見に依り原告の請求を容るゝことゝなれり

本月十日午後一時第二回開会其概況左の如し

第一は手形金請求事件の上告にして上告人の發したる持参人私約の約束手形は銀行条例第八十八条の禁令に違背するものなるや

否やの争点たり上告訴訟代理人早川重躬氏花井卓藏氏は右の条例に反する不法の手形に付て原裁判所か上告人に支払の義務を負はしめたるは不法なりと主張し被告訴訟代理人大橋樹太郎氏は右八十八条は一人か其形体紙幣に類似したるものを發行するを禁したるの法文にして本件に適用すへからず原判決は適法なりと抗弁し判事竹井泰治氏同窪田欽太郎氏は本件の手形は銀行条例八十八条に該当すへきものにあらず然れとも當時の手形条例に反するものなれば手形たるの効力なし故に原判決不法なりとの意見なり裁判長馬場愿治氏は銀行条例の解釈は両判事と同意見なり而して手形として有効なりや否は本件争点にあらず故に本件の上告は理由なきものなりと論したれとも多数判事の意見に依り原判決を破毀したり

第二は不法逮捕監禁事件にして被告巡查か殺人現行犯たる波斯人を拘引せんとするに際し英国領事庁捕吏か右波斯人は領事庁囚獄を脱出せる目下捜索中の犯人なればとて引渡を請求し其末暴行に及たりとて被告は右波斯人と併て該捕吏を引致して入監せしめたるの事実なり検事花井卓藏氏は遂に公訴を抛棄するに至りたれとも弁護士馬場愿治氏高野兵太郎北岡保定氏は尚無罪を論したり判事卜部喜太郎早川重躬氏裁判長増島六一郎氏は共に有罪の意見を陳し刑法第二百七十八条に問擬し重禁固二月罰金五円を言渡したり

第三は保証金預金取戻及違約賠償金請求事件主参加の訴にして主参加被告の一人は英国人にして治外法権を有し我裁判管轄の下に於て被告取らるへきものにあらず従て主参加相被告たる日

本人に対しても訴訟の目的を達するを得ざるものなれば亦被告
取らるべきものにあらすとの被告の抗弁に対し中間判決を為せ
り主参加原告訴訟代理人中川眞太郎氏主参加被告日本人の訴訟
代理人上松操氏互に弁難論争したり而して被告人として出頭し
たる花井卓藏氏は頗りに治外法権論を為し裁判長に退廷を命ぜ
らるゝに至れり判事早川重躬氏同西村勘之助氏は共に被告兩名
は我裁判所の管轄に服すべきものなりとの意見にして裁判長北
岡保定氏は主参加は独立の訴なり被告等の抗弁其理ありとの意
見なりしか多数の意見に従て当裁判所に於て訴訟を進行すべき
こと、なれり

凡そ同会の目的たる法律実務の練習により其裁判所も実際の有
様を形成し判事検事弁護士書記皆各制服を着け儼然威儀を保つ
去ればさしにも広き大教場に溢るゝ計りなる傍聴の学生諸氏も
終始謹慎静肅なりし或は裁判長か訴訟代理の委任状に至るまで
一々点検するか如き或は命令に従はざりし当事者を退廷せしめ
たるか如き或は忌避の申請をなすか如き其他証人の訊問を為す
か如き皆実地に異なることなし
而して同会の裁判たる各判事が即時に公廷に於て意見を開陳す
るか如きは亦其特色なり

第三回は本月二十六日午后二時より開会せられ当日の訴件及担
任者等左の如し其模様は次号に譲る

第一 委託金費消事件

弁護人渡邊正氏同加藤信義氏同卜部喜太郎氏。検事北岡保定
氏。裁判長花井卓藏氏。判事原嘉道氏同横田千之助氏

第二 荷為替不渡殘金請求事件

原告訴訟代理人加藤信義氏同三宅碩夫氏、被告訴訟代理人杉
浦角太郎氏同高野兵太郎氏裁判長平山銓太郎氏判事大橋樹太
郎氏同上松操氏

第三 土地所有名義書換請求事件

原告訴訟代理人卜部喜太郎氏、被告訴訟代理人上松操氏
裁判長寺島直氏、判事原嘉道氏同竹井泰治氏